



「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」の制定に向けて

幌延町では、「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例（仮称）」の制定に向けて、策定検討委員会を設置し、協議を進めてきました。今月号では、協議の経過と、条例の素案についてご紹介します。

制定の背景

犯罪被害にあいにくいまちづくり、国民が安全に安心して暮らせる地域社会の推進を目指し、平成12年2月に警察庁が「安心安全まちづくり推進要綱」を制定しました。更に、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」が平成17年4月に施行されています。

幌延町においても、平成21年4月から施行されている「幌延町まちづくり基本条例」の中で、「安全安心なまちづくり」として、町民の生命、財産及び暮らしの安全確保に努めることとされています。

制定の経過

町のまちづくり基本条例

を受け、さらに具体的に安全安心なまちづくりを進める為、平成20年11月に副町長を本部長とし、役場の各課長等で構成する「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例（仮称）策定推進本部」を設置しました。

その後、条例のあり方に関する事項について調査、研究及び審議を行い、その内容を町長に提言いただくため、町内の防犯団体や教育団体、地域活動団体、一般公募からなる13名の委員による「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例（仮称）策定検討委員会」を平成21年1月に設置しました。委員会は現在までに5回開催され、条例の内容等について協議されています。

今後、提言書を町長へ提言いただき、議会常任委員会への提言の報告、条例原

■ 幌延町安全で安心なまちづくり推進条例（策定）検討委員会構成

防犯団体	防犯協会 暴力追放運動推進協議会 交通安全指導員会	各代表1名
教育団体	校長会 教頭会 社会教育委員 PTA 連合協議会 子ども会育成連絡協議会	
地域活動団体	幌延市街地区連合町内会 問寒別連合町内会 民生委員協議会 社会福祉協議会	
一般公募		
	計	13名

○会長：稲垣繻順さん（防犯協会代表）

委員会での協議した主な内容

案の説明を経て、パブリックコメント、住民説明を行い、皆さんのご意見をいただきます。その後、議会定例会へ提案し、平成22年4月の施行を目指しています。

前文

社会環境の変化を認識し、町民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持

ち、町、町民、地域活動団体、事業者及び関係行政機関が協働し、地域の安全・安心を脅かすことからの取組を推進することが重要であると規定します。そして、自らの安全は自らが守るという意識を持ち、町民にとっても、幌延町を訪れる人にとっても安全で安心な町の実現を図る決意を規定します。

第1章（総則）

ここでは条例の目的、位